

教授会の組織及び運営に関する訓令（昭和 30 年防衛庁訓令第 61 号）第 5 条の規定に基き、教授会の運営に関する達を次のとおり定める。

昭和 30 年 9 月 28 日

防衛大学校長 榎 智 雄

教授会の運営に関する達

改正 昭和 41 年 8 月 3 日防衛大学校達第 6 号 平成 12 年 4 月 1 日防衛大学校達第 4 号

（会議）

第 1 条 防衛大学校長（以下「学校長」という。）は、原則として隔月第 2 火曜日（その日が休日にあたる場合は、第 3 火曜日）に、教授会の会議を招集する。

2 学校長は、必要があると認める場合は、臨時に教授会の会議を招集するものとする。

（定足数）

第 2 条 教授会は、原則として構成員の 3 分の 2 以上の出席があるとき、会議を開くものとする。

（議題の提出）

第 3 条 教授会の構成員は、教授会の会議に議題を提出することができる。

2 議題を提出しようとする者は、議題とそれに必要な資料を会議を開く日の 3 日前までに、議長のもとに提出するものとする。但し、特別の事情があるときはこの限りでない。

（分科会の構成員）

第 4 条 教授会の分科会の構成員は、議長が指名するものとする。

（教授会の庶務）

第5条 教授会の庶務は、教務課において行うものとする。

附 則

- 1 この達は、昭和30年9月20日から適用する。
- 2 教授会の運営に関する達（昭和30年防衛大学校達第5号）は、廃止する。

附 則（昭和41年8月3日防衛大学校達第6号）

この達は、昭和41年8月3日から施行する。

附 則（平成12年4月1日防衛大学校達第4号） 抄

- 1 この達は、平成12年4月1日から施行する。